



平成 18 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノマセマティカル
代 表 者 の 代表取締役社長 田中 正文
役 職 氏 名
(コード番号 3787 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役副社長 出口 眞規子
(TEL. 03 - 5798 - 3636)

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 9 月 8 日開催の取締役会において、第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

・今回の資金調達の目的

当社は数学的手法に基づいて独自に開発した革新的アルゴリズムである「DMNA」(Digital Media New Algorithm)を用い、国際標準規格に基づいた画像・音声/音響処理を行うためのソフトウェア IP 製品、ハードウェア IP 製品の開発及びライセンス販売等を主に行って参りました。

今回の調達資金は、単機能 LSI 事業における研究開発資金ならびに既存事業を含む業容の拡大に伴う運転資金に充当する予定です。単機能 LSI 事業は、既存事業との親和性も高く、商品提供形態の多様化による顧客層の広がり等を期待できるため、IP ライセンス主体の事業形態との相乗効果を見込んでおります。特にハードウェアライセンス事業における当社の顧客である大手半導体メーカーの顧客層とは異なる顧客層・応用分野に向けた製品開発・販売を計画しております。具体的には、国際標準規格に準拠した大画面対応の単機能映像処理 LSI や低消費電力の単機能映像処理 LSI 等の開発・販売を予定しており、従来の IP ライセンスという事業形態だけでは対応が難しかった少量生産の電子機器、システムに当社製品・技術を採用いただくことが可能となります。

当社は、今回の調達資金を元にこれらの事業を効率よく立ち上げ、市場の要望にいち早く対応できる体制を整える方針です。また、収益面における相乗効果を早期に具現化し、株主の皆様へ還元することを目指してまいります。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

・ 転換社債型新株予約権付社債の発行要領

1. 募集社債の名称 株式会社テクノマセマティカル第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額 金 30 億円
3. 各募集社債の金額 金 1 億円の 1 種
4. 各募集社債の払込金額 金 1 億円（額面 100 円につき金 100 円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利 率 本社債には利息を付さない。
8. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 社債の払込期日 平成 18 年 9 月 27 日
11. 新株予約権の割当日 平成 18 年 9 月 27 日
12. 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を野村證券株式会社に割り当てる。
13. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債は、平成 20 年 9 月 26 日にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
 - (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ 1 か月以上前に事前通知するものとする。
 - (3) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の 2 週間前まで（当日を含む。）に事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を第 19 項記載の償還金支払場所（以下「償還金支払場所」という。）に提出することにより、当該

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

- (4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第 2 金曜日（ただし、第 2 金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行った上で、当該月の第 4 金曜日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 101 円で、繰上償還することができる。
- (5) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、毎月第 1 金曜日（ただし、第 1 金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該月の第 3 金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面 100 円につき金 99 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (6) 本新株予約権付社債の発行後、平成 20 年 9 月 9 日まで（当日を含む。）の間のある 5 連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、第 15 項第(6)号に定める下限転換価額を下回った場合には、当社は、当該 5 連続取引日の最終日の翌取引日から起算して 3 取引日後の日まで（当日を含む。）に、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、当該 5 連続取引日の最終日の翌取引日から起算して 10 取引日後の日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還する。
- (7) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (8) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。

14. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、合計 30 個の本新株予約権を発行する。

15. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求（本項第(2)号に定義する。）により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(5)号記載の転換価額（ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。

(2) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成 18 年 9 月 28 日から平成 20 年 9 月 25 日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、当社が、第 13 項第(2)号、第(4)号または第(6)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、

当社が、第 13 項第(3)号または第(5)号に定める本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合は、当該本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時まで、当社が、第 13 項第(8)号に基づき取得した本社債を消却する場合は、当社が本社債を消却した時まで、当社が、第 18 項に基づき本社債につき期限の利益を喪失し

た場合には、期限の利益を喪失した時までとする。上記いずれの場合も、平成 20 年 9 月 25 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(3) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に本項第(5)号記載の転換価額（ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書きの場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。

(5) 転換価額

転換価額は、当初 1,340,000 円とする。

(6) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第 4 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の 90%に相当する金額（100 円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が 670,000 円（ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が 2,680,000 円（ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(7) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (8) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(9)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(9)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(9)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(9)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(8)号 または による転換価額の調整が行われている場合には、（ ）上記交付が行われた後の本項第(9)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超える

ときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、() 上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(8)号乃至第(10)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(9)号に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号 による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(8)号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
 - (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号 または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(9)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第(8)号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(8)号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(8)号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(8)号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

- (9) 転換価額調整式の計算については、100 円未満を切り捨てる。
転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(8)号 の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
この場合、平均値の計算は、100 円未満を切り捨てる。
完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)
本項第(8)号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (10) 本項第(8)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(6)号乃至第(10)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(8)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 20 項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (15) 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書(以下「行使請求書」という。)に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社

債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、当該新株予約権付社債券を添えて行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に預託されている場合は、行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、機構を経由して、行使可能期間中にこれを行使請求受付場所に提出しなければならない。

行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

- (16) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、上記以外の場合においては、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとする。
 - (17) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。
 - (18) 当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。
17. 担保提供制限
- 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
18. 期限の利益喪失に関する特約
- 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。
- (1) 当社が第13項の規定に違背したとき。
 - (2) 当社が、第15項第(6)号乃至第(11)号または第17項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。
 - (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもそ

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が５億円を超えない場合は、この限りではない。

（５） 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

（６） 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

19． 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

野村信託銀行株式会社 本店

20． 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

21． 財務代理人

野村信託銀行株式会社

22． 上場申請の有無 なし

23． 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額 2,966 百万円は、単機能 LSI の開発・販売事業並びに既存事業であるソフトウェアライセンス事業、ハードウェアライセンス事業の拡大に伴う研究開発資金および運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

単機能 LSI の開発・販売事業の開始による収益機会の増加に加えて、同事業と既存事業（特にハードウェアライセンス事業）との相乗効果による売上高及び利益の増加を見込んでおります。一方、本件調達資金を用いて開発した製品は、来期以降の収益に貢献するものと想定しているため、今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、設立以来、事業基盤の構築と財務体質の強化のために、事業資金の流出を避け内部留保の充実を図ってまいりました。一方、株主への利益還元も重要な経営課題として認識しており、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案しつつ利益配当も検討する所存であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は、株主配当金につきましては、上記の方針に基づき業績その他の諸条件を総合的に勘案して決定するものと考えております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化及び技術革新に対応するための研究開発体制強化に有効に投資してまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	17,350.63 円	2,835.10 円	6,750.10 円
1 株当たり年間配当金	- 円	- 円	- 円
実 績 配 当 性 向	- %	- %	- %
株主資本当期純利益率	25.8%	11.5%	15.8%

(注) 1. 一株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均株式数で除したものです。

2. 平成 16 年 9 月 15 日付で株式 1 株につき 3 株の株式分割を行っております。

3. 当該 3 決算期間において配当を行っていないため、株主資本配当率については記載していません。

(5) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

発行形態	発行日	発行株式数	発行価格
公募増資(株式公開時)	平成 17 年 12 月 13 日	2,500 株	320,000 円

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(6) 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
始 値	- 円	- 円	640,000 円	2,520,000 円
高 値	- 円	- 円	3,260,000 円	2,690,000 円
安 値	- 円	- 円	640,000 円	1,120,000 円
終 値	- 円	- 円	2,520,000 円	1,340,000 円
株価収益率	- 倍	- 倍	373.3 倍	- 倍

(注) 1 . 平成 17 年 12 月 14 日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2 . 平成 18 年 3 月期の株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

3 . 平成 19 年 3 月期については、平成 18 年 9 月 8 日現在で表示しております。

3 . その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成 18 年 9 月 8 日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 10.3% となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を平成 18 年 9 月 8 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行の新株予約権付社債が全て上限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は 5.2% であり、全て下限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は 20.6% であります。

(2) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社
割当新株予約権付社債(額面)		金 3,000,000,000 円
払 込 金 額		金 3,000,000,000 円
割当予定 先の内容	住 所	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
	代 表 者 の 氏 名	執行役社長 古賀 信行
	資 本 の 額	10,000,000,000 円
	事 業 の 内 容	証券業
	大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との 関 係	出 資 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：なし 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
	取 引 関 係 等	幹事証券会社
	人 的 関 係 等	該当事項なし

(注) 「出資関係」については、平成 18 年 3 月 31 日現在のものであります。

(3) その他

割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権付社債に譲渡制限を付すことを合意する予定であります。

また、野村證券株式会社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことになっております。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。